ASBJ

2025 年 10 月 16 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 37 号

「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表

公表にあたって

2022 年 12 月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）上の四半期開示義務（第 1・第 3 四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び開示義務が残る第 2 四半期報告書を半期報告書として提出することが示され、2023 年 11 月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）（以下「金融商品取引法等の一部改正法」という。）が成立し、金融商品取引法が改正されることから、当委員会は 2024 年 3 月に企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 33 号」という。）及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 32 号」という。また、以下、企業会計基準第 33 号と企業会計基準適用指針第 32 号を合わせて「企業会計基準第 33 号等」という。）を公表しました。

企業会計基準第 33 号等の検討にあたり、上場会社及び財務諸表利用者から中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれていたことから、企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等（以下「企業会計基準公開草案第 80 号等」という。）の公表時に、今後の基準開発の方向性について意見を募集しました。

寄せられた意見では、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられたため、2024 年 10 月に開催された第 535 回企業会計基準委員会において、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 12 号」という。）及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 14 号」という。また、以下、企業会計基準第 12 号と企業会計基準適用指針第 14 号を合わせて「企業会計基準第 12 号等」という。）を統合した会計基準等を開発することを決定し、検討を重ねてまいりました。

今般、2025 年 10 月 7 日開催の第 559 回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「本会計基準等」という。）の公表を承認しま

したので、本日公表いたします。

- 企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「期中会計基準」という。）
- 企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」という。また、以下、期中会計基準及び期中適用指針を合わせて「期中会計基準等」という。）
- 企業会計基準第 38 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正」（以下「中間作成基準等の一部改正」という。）
- 企業会計基準第 39 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その 3）」
- 企業会計基準第 40 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その 2）」
- 改正企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

本会計基準等は、2025 年 4 月 23 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを踏まえて検討を行い、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

また、実務において参考となるように、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供することを目的として、補足文書「実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い」（以下「本補足文書」という。）を本日公表いたします。

本会計基準等の概要

以下の概要は、本会計基準等の内容を要約したものです。

■ 期中会計基準等の公表理由（期中会計基準 BC5 項及び BC6 項）

企業会計基準第 33 号等の検討にあたり、上場会社及び財務諸表利用者から中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれていたことから、企業会計基準公開草案第 80 号等の公表時に、今後の基準開発の方向性として企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合した会計基準等の開発を行うかについて意見を募集した。

寄せられた意見は、会計基準等の開発の方法についての意見の相違はあるものの、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられたため、2024 年 10 月に開催された第 535 回企業会計基準委員会において、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書において開示される「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）（以下「連結財務諸表規則」という。）第 1 条第 1 項第 2 号に規定する第一種中間連結財務諸表（以下「第一種中間連結財務諸表」という。）及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下連結財務諸表規則と合わせて「財務諸表等規則等」という。）第 1 条第 1 項第 2 号に規定する第一種中間財務諸表（以下第一種中間連結財務諸表と合わせて「第一種中間財務諸表等」という。）と金融商品取引所の定める規則に基づく第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合した会計基準等を開発することを決定した。当委員会は、2024 年 10 月より審議を開始し、2025 年 4 月に公開草案を公表し、寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正したうえで公表に至ったものである。

■ 期中会計基準等の適用対象となる財務諸表（期中会計基準第 3 項、BC21 項及び BC22 項）

期中会計基準等は、年度より短い期間の企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について報告するために期中財務諸表を作成する場合に適用することとした。期中会計基準等の適用対象となる期中財務諸表には、第一種中間財務諸表等が含まれることとした。

一方、金融商品取引法に基づく半期報告書において開示される第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表（以下合わせて「第二種中間財務諸表等」という。）については、従前より「中間連結財務諸表作成基準」、「中間連結財務諸表作成基準注解」、「中間財務諸表作成基準」及び「中間財務諸表作成基準注解」（以下合わせて「中間作成基準等」

という。）が適用されており、引き続き中間作成基準等が適用されるため、期中会計基準等の適用対象となる期中財務諸表には含まれないことを明確化することとした。

■ **期中会計基準等の検討の前提（期中会計基準 BC13 項）**

期中会計基準等は、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と、金融商品取引所の定める規則に基づく第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合することを目的としているため、次のことを前提としている。

(1) 改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度に適用できるように、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）として作成する第一種中間財務諸表等に適用可能な会計処理を定めることを原則とする。

(2) 企業会計基準適用指針第 32 号の経過措置は、金融商品取引法等の一部改正法の成立日から施行日までの期間が短期間であることを理由に定めていたが、短期的な取扱いであるため経過措置としてそのまま残すことは困難であることから、個別に検討が必要であると考えられる。

■ **期中会計基準等の開発にあたっての基本的な方針**

➢ **企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等の統合（期中会計基準 BC14 項から BC18 項）**

期中会計基準等は、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することとした。

また、第一種中間財務諸表等及び四半期財務諸表に共通の取扱いと、四半期財務諸表のみに適用される取扱いを区分することとした。

金融商品取引法改正前の特定事業会社以外の上場会社において、金融商品取引法に基づく四半期報告書及び金融商品取引所の定める規則に基づく四半期決算短信の四半期財務諸表は、いずれも企業会計基準第 12 号等に基づき作成されていたため、四半期財務諸表の会計処理は整合していたと考えられる。

一方、金融商品取引法改正後の特定事業会社以外の上場会社においては、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期に係る財務情報の作成が求められている。この場合、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）として第一種中間財務諸表等を作成したときと、企業会計基準第 12 号等に従い第 1 四半期決算を前提に第 2 四半期の会計処理を行ったときとで差異が生じる可能性があるが、同じ企業が作成する期中財務諸表であるにもかかわらず金融商品取引法と金融商品取引所の定める規則のいずれに基づくかにより会計処

理に不整合が生じることは適切ではないと考えられる。

このため、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することとした。当該原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、企業会計基準適用指針第 32 号において経過措置として定められた項目であるため、個別に検討を行った。当該個別に検討を行った項目は、次の項目である。

(1)　有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法

(2)　一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理

- **有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法（期中適用指針第 4 項、第 7 項及び BC11 項から BC19 項）**

期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れ及び期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法によることとした。

ただし、期中適用指針の適用前に企業会計基準適用指針第 32 号又は企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができることとした。この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に期中適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、減損処理後の帳簿価額又は簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用することとした。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記することとした。

期中会計基準等では、上述の企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することとした。

企業会計基準適用指針第 32 号では、有価証券の減損処理に係る方法及び年度決算において切放し法を適用している場合における棚卸資産の簿価切下げに係る方法について、中間切放し法及び中間洗替え法の選択適用を認め、経過措置として四半期切放し法に類似する方法を認めていた。また、企業会計基準適用指針第 14 号では、継続適用を条件に四半期切放し法と四半期洗替え法の選択適用を認めていた。

期中会計基準等が採用する上述の企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則は、洗替え法とは整合していると考えられるが、企業の報告の頻度によって会計処理の結果が異なることになると考えられるため中間切放し法及び四半期切放し法とは整合しないと考えられる。このため、期中適用指針では期中洗替え法を原則とすることとした。

一方、従前から期中会計期間末に切放し法を適用していた企業においては、これまで会計方針の選択にあたり年度と同様の会計方針を採用していたものであり、期中洗替え法が原則となるとしても、これまでの会計方針の選択の判断が必ずしも否定されるものではないと考えられる。

また、期中切放し法を認めないとした場合には、従前から切放し法を適用していた企業について、期中洗替え法への変更により追加的な負担が発生する可能性もあると考えられるが、コストの削減や開示の効率化という金融商品取引法の改正の趣旨を踏まえると、企業の追加的な負担が生じないように例外的な取扱いを認めることも必ずしも否定されるものではないとも考えられる。

このため、期中適用指針では、期中適用指針の適用前から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認め、期中会計期間末において期中切放し法を適用している場合には、その旨を注記することとした。

- **一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理（期中適用指針第 3 項、第 31 項、BC8 項から BC10 項、BC21 項及び BC22 項）**

（一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理）

期中会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高について、次のように算定することができることとした。

(1) 一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

(2) 期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり見直しを行った場合に、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

（未実現損益の消去における簡便的な会計処理）

連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる期中会計期間末における未実現損益の消去にあたっては、期中会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算することができることとした。また、次のように計算することができることとした。

(3) 前年度から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、前年度の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。

(4)　期中において損益率の見直しを行った場合には、当該見直しを行った後の期中会計期間末から取引状況に大きな変化がないと認められるときは、見直した損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。

企業会計基準適用指針第 32 号では、一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理又は未実現損益の消去における簡便的な会計処理として、上述の(1)及び(3)と同様の方法を認めていた。一方、前四半期の決算において算定した基準等を中間会計期間に使用する方法については、金融商品取引法上は決算日以外の期中の特定の日において算定した基準等を使用することとなるため、経過措置として認めていた。

期中適用指針では、(1)及び(3)の方法について企業会計基準適用指針第 32 号の定めを引き継ぎ、経過措置として定めていた取扱いについては、取り入れるかどうかを検討した。検討の結果、経過措置として定めていた取扱いが、期中会計期間末における一般債権の貸倒見積高又は損益率の簡便的な見積方法であることを踏まえ、当該取扱いに類似する方法として期中において見直しが行われている場合には、見直しを行った後の期中会計期間末において当該見直し後の基準等を用いることができることとし、(2)及び(4)の方法について簡便的な会計処理として定めることとした。

- **他の会計基準等についての修正（期中会計基準 BC19 項及び BC20 項並びに期中適用指針第 15 項、第 68 項、BC20 項及び BC28 項）**

（他の会計基準等についての修正の方針）

本会計基準等に関する他の会計基準等についての修正は、次の方針により対応することとした。

四半期又は中間の取扱いを定めた現行の会計基準等の種類	他の会計基準等についての修正の方法
企業会計基準	期中会計基準等又は中間作成基準等に取り込む
企業会計基準適用指針	
実務対応報告	用語の置き換え等
移管指針	

従来、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という。）の一部において、四半期財務諸表又は第二種中間財務諸表等の取扱いが定められていた。会計基準の改正等に伴う他の会計基準等の改正又は修正については、用語の置き換え等により対応することが一般的であるが、期中会計基準等の開発にあたり個別のテーマに

関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において定めている四半期財務諸表の取扱いを期中会計基準等に取り込むこととした。

一方、実務対応報告は「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」[1]とされており、移管指針は「日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針及び Q&A を形式以外の変更を行わずに委員会に移管したもの（移管後、改正又は修正を行ったものを含む）」[1]とされているため、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、期中会計基準等及び中間作成基準等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行うこととした。

（他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が定める四半期の取扱いの期中会計基準等への取り込み）

上述の方針に従い、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において定めている四半期財務諸表の取扱いを期中会計基準等に取り込むにあたっては、次のとおりとすることとした。

(1) 会計処理については、期中特有の会計処理及び簡便的な会計処理を除き、年度と同様の会計処理を行うこととなるため、四半期固有の取扱いを定めたもののみを期中会計基準等に引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継がない[2]。

(2) 注記事項については、期中会計基準等において開示が求められていない注記事項は原則として期中財務諸表において開示を要しないと考えられる旨を注記事項に関する基本的な考え方として示し、当該考え方に従って開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がない[3]。

（他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が定める中間の取扱いの期中会計基準等への取り込み）

他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において第二種中間財務諸表等の取扱いを定めていたもののうち四半期財務諸表及び第一種中間財務諸表等の取扱いを定めていない取扱いについては、次のとおり期中財務諸表における取扱いを明らかにし、期中会計基準等に取り込むこととした。

(1) 役員賞与の会計処理

---

[1] 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 11 条

[2] 会計処理については、四半期固有の取扱いを定めたもののみを引き継いでおり、期中会計基準等に引き継がずに他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定めを削除したものはない。

[3] 企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」第 10 項及び第 30 項において、四半期財務諸表について注記を省略することができると定められているが、当該定めは引き継がず、削除している。

企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」第 14 項では、「役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間会計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、中間会計期間においては、費用処理しないことができる。」としていた。期中財務諸表においても、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため事業年度の業績等が確定していないという点は、同様と考えられることから、期首からの累計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、期中財務諸表においては、費用処理しないことができることとした。

(2) 自己株式の処分及び消却

6 か月ごとより高い頻度で期中会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合において、自己株式の処分及び消却（企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（以下「自己株式等会計基準」という。）第 10 項及び第 11 項）の会計処理の結果、期中決算において、その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱い（自己株式等会計基準第 12 項）について、自己株式等会計基準第 42 項では、中間決算において負の値となったその他資本剰余金をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）で補てんするとき、年度決算においては洗替処理するとしていた。同一会計期間内にその他資本剰余金の額の増加と減少の順番が異なる場合に結果が異ならないように、年度決算において確定計上することとした趣旨を踏まえると、同一会計期間内である期中会計期間の取扱いについても、洗替処理することとなると考えられる。このため、6 か月ごとより高い頻度で期中会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、その後の期中決算において、洗替処理を行うこととした。

■ **中間作成基準等の一部改正（中間作成基準等の一部改正 BC3 項、BC5 項及び BC6 項）**

中間作成基準等の適用対象となる中間連結財務諸表及び中間財務諸表が第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表であることを明確化することとした。

また、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針における中間連結財務諸表及び中間財務諸表の取扱いについては、期中会計基準等との整合性を考慮し、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表の取扱いとして、内容を維持したまま中間作成基準等に取り込むこととした。

ここで、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表は、金融商品取引法の枠組みにおいて求められるものであり、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表の開示について、実務は財務諸表等規則等によっている部分が多いと考えられる。期中会計基

準等の開発においてこの点を変更することは意図されていないため、これまでに当委員会の企業会計基準及び企業会計基準適用指針に含めていた内容を維持して取り込むこととした。したがって、財務諸表等規則等のみで定められている第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表の取扱いは、中間作成基準等の一部改正に取り込まないこととした。

■ **適用時期等（期中会計基準第 34 項、第 35 項及び BC45 項から BC47 項並びに期中適用指針第 72 項、第 73 項及び BC32 項）**

期中会計基準等は、適用時期について 2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした。

また、期中会計基準等は、経過措置として、期中会計基準等の定めに従い会計方針を変更する場合、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした。

期中会計基準等は、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合しているため、個別に検討を行った取扱いを除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでおり、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられるため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。また、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズがあると考えられる。このため、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした。

一方、期中会計基準等の適用にあたっては、財務諸表等規則等、金融商品取引所の定める規則及び日本公認会計士協会の公表物等も併せて適用される。これらの改正等のスケジュールにも配慮した場合、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用するとしたときは、早期適用を定めたとしても短期間となることから早期適用を定めないこととした。

また、期中会計基準等の適用に伴い、有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法を期中会計期間において切放し法から期中洗替え法に変更する場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用するときは、過去の期中会計期間に行った切放し法による計算を期中洗替え法により再計算することとなる。過去の期中会計期間について有価証券の銘柄ごと、又は棚卸資産の品目ごとに再計算することの実務負担を考慮し、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合、期中会計基準等の適用初年度においては、遡及適用をせず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした。

本補足文書の概要

本補足文書は、実務において参考となる情報を提供することを目的としており、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下「企業会計基準等」という。）を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書であり、以下の概要は、本補足文書の内容を要約したものです。

（内容）

本補足文書は、実務において参考となるように、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供している。

（理由）

本会計基準等では、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、期中会計基準等又は中間作成基準等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行うこととした。この点、審議の過程において、「期中会計基準等をみれば期中の会計処理や注記が分かるように、実務対応報告や移管指針で定められている期中の取扱いについても期中会計基準等に取り込むか言及すると、より使いやすい基準等になると考える」との意見が聞かれた。

検討の結果、実務において参考となる情報を提供することを目的として、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供するために、本補足文書を公表することとした。

以　上